

鹿児島市乳児等通園支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第71号。以下「条例」という。）第21条に規定する、乳児等通園支援事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、同法第34条の15第2項の規定に基づき、本市の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等の設置者又は本事業の実施者

(2) 障害児 次のアからウまでのいずれかに該当するこども

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けているこども（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けているこども

ウ 鹿児島県中央児童相談所、鹿児島県こども総合療育センターその他の公的医療機関等の判定等又は医師による診断書、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見に基づきア又はイと同程度の障害があると市が認めるこども

(3) 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠であるこども

(4) 要支援家庭のこども こども家庭センターによるサポートプランが作成され、又は作成の対象となっている等関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭のこども

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本事業の実施事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(対象児童)

第4条 本事業の対象となるこども（以下「乳児等」という。）は、乳児等の保護者（以下「保護者」という。）が市内に居住する、0歳6か月から満3歳未満までのこども（当該保護者が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する教育・保育給付認定を受け、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を利用するこども又は企業主導型保育施設を利用するこどもを除く。）とする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、人件費及び備品購入費、消耗品費等とし、基準額等は別表のとおりとする。ただし、対象経費はもっぱら本事業に必要な経費に限る。

2 実施事業者は、保護者が利用負担の減免を希望し、当該保護者及び当該保護者同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）又はその世帯が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、当該保護者に係る本事業の利用負担について、第3項に定める額を減免するものとする。

- (1) 保護者等が、本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (2) 保護者等が、利用する月の属する年度分（利用する月が4月から8月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 保護者等の、利用する月の属する年度分（利用する月が4月から8月までの場合にあっては前年度分）の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合（前2号に掲げる場合を除く。）

)

- (4) 法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市が保護者等の心身の状況、養育環境等を踏まえ、利用負担を軽減することが適当であると認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）

3 前項の減免額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 乳児等1人1時間当たり300円
- (2) 前項第2号に掲げる場合 乳児等1人1時間当たり240円
- (3) 前項第3号に掲げる場合 乳児等1人1時間当たり210円
- (4) 前項第4号に掲げる場合 乳児等1人1時間当たり150円

4 第2項に規定する減免は、当該減免のもととなる事由の発生した日から対象とする。ただし、当該事由の発生を知った日の属する年度内に限り遡及する。

（補助金の交付）

第6条 補助金の額は補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、

1、000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 乳児等1人当たり月10時間を超えた利用時間については補助しない。

（仕入控除税額報告）

第7条 本事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、実施事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を本市に納付すること。

（補助金の経理）

第8条 実施事業者は、本要綱に基づく補助金を受領したときは適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、実施事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第10条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、実施事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 実施事業者等は、第10条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、実施事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等に充てられたものとみなす。

4 実施事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、鹿児島市税外収入金の督促及び延滞金に関する条例(昭和42年条例第44号)第3条及び付則第3項の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に関する調査)

第12条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、実施事業者に対して状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正化を期するため必要があるときは、実施事業者等に報告させ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、実施事業者等に対し改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(帳簿及び証拠書類の保管)

第14条 実施事業者は、規則第11条に規定する書類、帳簿等を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5

年間保管しておかなければならない。

ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（重複受領の禁止）

第 15 条 実施事業者等は、補助事業の対象経費と重複して他の財政的援助を受けることはできない。

（補助金等実績報告書等の省略）

第 16 条 規則第 25 条の規定により、補助金等実績報告書（様式第 4）及び補助金等確定通知書（様式第 5）を省略する。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率						
人件費及び備品購入費、消耗品費等。 ただし、対象経費はもっぱら本事業に必要な経費に限る。	1 補助基準額（乳児等1人1時間当たり） <table><tr><td>0歳児</td><td>1, 300円</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>1, 100円</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>900円</td></tr></table> 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する（例：0歳児が2時間30分利用した場合は、1, 300円×2.5時間で算出する）こと。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。 2 加算分 障害児、医療的ケア児又は要支援家庭のこども（以下「障害児等」という。）を受け入れる施設において、該当する乳児等の利用時間に応じて、加算を適用する。また、30分単位で実施する場合、1で示した単価の計算と同様の計算により算出すること。なお、障害児等に対する加算については、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。 （ア）障害児：乳児等1人1時間当たり400円 （イ）医療的ケア児：乳児等1人1時間当たり2, 400円 （ウ）要支援家庭のこども：乳児等1人1時間当たり400円	0歳児	1, 300円	1歳児	1, 100円	2歳児	900円	10/10
0歳児	1, 300円							
1歳児	1, 100円							
2歳児	900円							